

川高保発第12号  
令和6年7月16日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 福田 洋子 様  
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年9月29日執行の保健部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（高齢者保険事業室）

高齢者保険事業室の後期高齢者医療保険料において、歳入を収入する際の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和6年度の現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料につきましては、いずれも令和6年4月1日付で調定いたしました。

また、滞納繰越分保険料につきましては、令和4年度以前分は令和6年4月1日付で調定し、令和5年度分は出納閉鎖後に加えて令和6年6月1日付で調定いたしました。

今後も川口市会計事務規則に則り、適正に事務を執行して参ります。

